

## 佐世保工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程

(平成14年12月27日制定)

(目的)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の施設を有効に活用するため、本校施設の利用に関し必要な事項を定めるとともに弾力的な教育研究活動を行うための教育研究スペース（以下「共用研究スペース」という。）の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

(施設整備委員会)

第2条 施設の利用状況等についての点検・評価は佐世保工業高等専門学校施設整備委員会（以下「委員会」という。）によって行う。

2 委員会の組織及び運営等について必要な事項は、別に定める。

(点検・評価)

第3条 委員会は、共用研究スペースの利用状況等を調査し、その調査結果に基づき点検・評価を行う。

(是正勧告)

第4条 委員会は、前条に定める調査の結果、その利用方法の変更を必要と判断した場合は、校長にその旨報告する。校長は、当該共用研究スペースの使用責任者（以下「施設長」という。）に対して利用方法の是正を勧告することができる。

(是正方法の報告)

第5条 前条の勧告を受けた施設長は、速やかに利用方法の検討を行い、その結果を委員会に対して報告しなければならない。委員長は、報告を受けた検討結果について委員会で審議のうえ、その結果を校長へ報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本校共用研究スペースの有効活用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。